

広島県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年五月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中世羅三和線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
〇 〽 一六・六	五・六〇〽 八・八〇			二二〇・〇〇	拡幅
三次市三和町敷名字陰地二〇三七番一地从先から 三次市三和町敷名字陰地二〇二〇番四地先まで					